

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	1
○危険薬物の指定……………	(医務業務課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	2
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	3

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
○特定調達契約に係る入札の告示……………	5

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	6
----------------------------	---

告 示

北海道告示第636号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 医療法人社団展望会展望台整形外科
所在地 札幌市豊平区福住2条10丁目15番1号

北海道告示第637号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成28年11月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項市立札幌病院の事項、札幌中央病院の事項、医療法人社団土田病院の事項、松田整形外科記念病院の事項、医療法人社団北札幌病院の事項、医療法人社団石垣整形外科医院の事項、医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院の事項、社会医療法人北楡会札幌北楡病院の事項、社会医療法人仁陽会西岡第一病院の事項、K K R 札幌医療センターの事項及び医療法人北海道整形外科記念病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改め、同項医療法人社団展望会展望台整形外科の事項を削り、同項医療法人明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院の事項及び手稲いなほ外科整形外科の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

函館市の項市立函館南茅部病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

帯広市の項医療法人啓和会黒澤病院の事項及び医療法人社団刀圭会協立病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

紋別市の項小林整形外科の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

富良野市の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

伊達市の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

石狩市の項石狩病院の事項中「石狩市花川北3条3丁目13番地」を「石狩市花川北3条3丁目6番地1」に、「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

森町の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

栗山町の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

日高町の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

浦河町の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

音更町の項医療法人徳洲会帯広徳洲会病院の事項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

標茶町の項中「平成28.10.31」を「平成31.10.31」に改める。

北海道告示第638号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成28年11月2日から施行する。

平成28年11月1日

危険薬物として指定する物

N－（2－フルオロフェニル）－2－メトキシ－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）アセトアミド及びその塩類

北海道告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年11月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
沼 西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	北海道空知総合振興局
沼 中	同	同
沼 東	同	同
幌加内東部	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
三井越川	区画整理、暗渠排水、客土	北海道オホーツク総合振興局
上湧別	客土、除 ^れ 礫	同
北見南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成）	同

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年11月1日

- 1(1) 通 知 の 内 容 平成28年農林水産省告示第2088号
- (2) 所在が不明な者 林 光男、浅井 多美子、加藤 光枝、平石 良治、及川 哲美、中野 廣、東原 貞志
- (3) 掲 示 場 所 鹿追町役場
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成28年農林水産省告示第2088号
- (2) 所在が不明な者 無限責任美生信用購買販売組合
- (3) 掲 示 場 所 芽室町役場

北海道告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月1日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神恵内赤石5（Ⅰ－1－351－888）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村字山ノ上、大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神恵内赤石6（Ⅰ－1－352－889）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村字山ノ上、大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神恵内赤石10（Ⅰ－1－356－893）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村、大字赤石村字山ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神恵内赤石2（Ⅱ－1－136－689）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村字横澗、大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恵比寿岩川（Ⅰ－14－0001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

古宇郡神恵内村大字珊内村、大字珊内村字ノット（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

- 平成28年11月1日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内川白（Ⅰ－1－344－881）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字川向、大字珊内村字川白、大字珊内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内珊内4（Ⅰ－1－345－882）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字ヲネナイ、大字珊内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内赤石1（Ⅰ－1－350－887）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村字横澗、大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内赤石7（Ⅰ－1－353－890）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村字山ノ上、大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内赤石8（Ⅰ－1－354－891）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村、大字赤石村字山ノ上、大字赤石村字イトコノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内赤石9（Ⅰ－1－355－892）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内赤石11（Ⅰ－1－357－894）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村、大字赤石村字山ノ上、大字赤石村字二ノ目沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内1（Ⅱ－1－130－683） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村字ノット、大字珊内村字ノット山ノ上、大字珊内村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内2（Ⅱ－1－131－684） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村字ノット（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内3（Ⅱ－1－132－685） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村字ノット、大字珊内村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内赤石3（Ⅱ－1－137－690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内赤石4（Ⅱ－1－138－691） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村字山ノ上、大字赤石村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大森川（Ⅱ－14－0010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡神恵内村大字赤石村字大森、大字赤石村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小倉の沢（Ⅱ－14－0020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字赤石村字山ノ上、大字赤石村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） <tr> <td colspan="2"> 総合振興局告示及び振興局告示 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 北海道渡島総合振興局告示第128号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年11月1日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 </td></tr>	総合振興局告示及び振興局告示		北海道渡島総合振興局告示第128号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年11月1日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量	
総合振興局告示及び振興局告示					
北海道渡島総合振興局告示第128号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年11月1日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量					

- (1) デジタルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式
- (2) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たりカラー13,000枚、モノクロ2,000枚
- 2 落札を決定した日
平成28年10月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社石田文具
- (2) 住 所 函館市鍛冶1丁目39番11号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 5,000円
- (2) 1枚当たりの単価 カラー 3.8円
モノクロ 0.5円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年9月6日付け北海道渡島総合振興局告示第107号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第153号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年11月1日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 凍結防止剤散布車（湿式4.0m級） 1台
- イ ロータリ除雪車（1.3m／700t級） 1台
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成29年3月24日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

- 2 入札参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格のうち中分類番号「01土木建設機械器具」の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成28年11月1日（火）から同月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年12月13日（火）午前11時（送付による場合は、同月

12日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道上川総合振興局ホームページ（http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-4908 11 Summary A Nature and quantity of the products to be purchased : a Material Spreader for prevention of freezing (wet type 4.0 cubic meter) Quantity 1 b Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1 B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 13, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than December 12, 2016) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa	General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan Phone : 0166-46-4908 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第104号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。 平成28年11月1日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1(1) 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 14台 一式 イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 20台 一式 (2) 落札を決定した日 平成28年10月18日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社 J E C C イ 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 (4) 落札金額 ア 60,598円 イ 92,404円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成28年9月13日付け北海道教育庁石狩教育局告示第92号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 168台 一式 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成28年10月18日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 N E C キャピタルソリューション株式会社 イ 住 所 東京都港区港南2丁目15番地3号 (4) 随意契約に係る契約金額 683,856円 (5) 契約の相手方を決定した手続
--	--

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年11月1日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) A重油その1（網走地区） | 97,332リットル |
| (2) A重油その2（美幌地区） | 90,148リットル |
| (3) A重油その3（斜里地区） | 61,165リットル |
| (4) A重油その4（北見地区①） | 56,666リットル |
| (5) A重油その5（北見地区②） | 59,000リットル |
| (6) A重油その6（北見地区③） | 54,666リットル |
| (7) A重油その7（北見地区④） | 61,050リットル |
| (8) A重油その8（北見地区⑤） | 90,333リットル |
| (9) A重油その9（訓子府地区） | 80,646リットル |
| (10) A重油その10（紋別地区） | 72,166リットル |
| (11) A重油その11（興部地区） | 49,166リットル |
| (12) A重油その12（遠軽地区） | 87,332リットル |
| (13) A重油その13（佐呂間地区） | 47,499リットル |

2 落札を決定した日

(1) 1の(1)から(3)まで及び(10)から(13)まで

平成28年10月19日

(2) 1の(4)から(9)まで

平成28年10月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 株式会社三光

イ 住 所 網走市新町2丁目1番14号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 美幌北炭株式会社

イ 住 所 網走郡美幌町字東町1丁目4番地10

(3) 1の(3)及び(10)

ア 氏 名 株式会社オカモト

イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地

(4) 1の(4)、(6)及び(7)

ア 氏 名 北日本石油株式会社

イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号

(5) 1の(5)

ア 氏 名 株式会社太陽商会

イ 住 所 北見市大通東9丁目9番地

(6) 1の(8)

ア 氏 名 アヅマ石油荷役サービス株式会社

イ 住 所 札幌市西区西野2条7丁目1番6号

(7) 1の(9)

ア 氏 名 訓子府機械工業株式会社

イ 住 所 常呂郡訓子府町東町1番地1

(8) 1の(11)

ア 氏 名 大昭石油株式会社

イ 住 所 紋別郡雄武町字雄武931番地

(9) 1の(12)

ア 氏 名 遠軽ツバメ石油株式会社

イ 住 所 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地の5

(10) 1の(13)

ア 氏 名 鈴木商店 鈴木 寿

イ 住 所 北見市常呂町字日吉246番地1

4 落札金額

(1) 1の(1) 44.80円

(2) 1の(2)及び(13) 60.00円

(3) 1の(3) 55.00円

(4) 1の(4)、(6)及び(7) 43.00円

(5) 1の(5) 45.80円

(6) 1の(8) 43.70円

(7) 1の(9)及び(10) 52.00円

(8) 1の(11) 62.00円

(9) 1の(12) 46.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年9月13日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第40号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
